■㊐受給者の資格に変更があったら

（町民税務課）

㊐受給者の方が加入する健康保険や住所・氏名に変更があったときは、受給者証が変更になります。該当する方は、町民税務課に届出してください。健康保険が変更となった方は、変更後の保険証をご持参ください。

○持参するもの

・㊐受給者証
・健康保険証
・印鑑

○お問い合わせ

町民G（内線３００）

■国民年金保険料控除証明書の送付について

（町民税務課）

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類等を添付することが義務付けられています。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書（ハガキ）が、日本年金機構から11月上旬に順次送付されています。

年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となります。

○お問い合わせ

下館年金事務所
☎０２９６(25)０８１１

■東日本大震災により被害を受けられた方へ

（町民税務課）

古河税務署では、震災により被害を受けられた方の所得税の軽減等に関する相談等に応じております。

相談等を希望される場合は、事前に相談日時を予約してください。

○お問い合わせ

古河税務署個人課税第１部門
☎(32)４１６１

■夜間収納窓口開設のお知らせ

（町民税務課）

平日の日中、お仕事等で町税等の納付ができない方のために、収納窓口の時間を延長しますのでぜひご利用ください。

○日時　12月27日(火)
午後5時15分から午後7時まで

○場所・お問い合わせ

①町民税務課窓口
（町税等、介護保険料、保育料）
税務G（内線２５１）
②教育委員会窓口
（給食費）☎(84)１４６２
③川妻浄水場窓口
（上下水道料金、下水道受益者負担金）☎(84)３０００

■国保税の滞納者に対する被保険者証等について

（町民税務課）

国保税の収納確保対策として、通常の被保険者証に代えて「被保険者資格証明書」や「短期被保険者証」などの交付が義務付けられています。

これは国保税を一定期間滞納した場合や、納税相談に応じなかった世帯主に対し、被保険者証の返還を求め、「被保険者資格証明書」を交付するものです。

「被保険者資格証明書」を提示して医療機関で受診すると、保険診療は受けられますが、医療費の全額を支払い、国保税を納付した後に7割分が国保から償還払いされます。

また、毎年3月末において滞納があると、通常の被保険者証より有効期間が短い「短期被保険者証」が交付されることになります。

国民健康保険は、加入者全員の相互扶助で成り立っている医療保険制度であり、その財源となる国保税の収納確保は、制度を維持していくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことです。

○お問い合わせ

税務G（内線２５４）

■子ども手当の手続きはお済みですか？

（健康福祉課）

10月から支給分の子ども手当てにつきまして、全ての受給者の方に子ども手当認定請求書を提出していただく必要があります。

該当者の方には、請求書を10月下旬に発送してありますので、まだお済みでない方は、お早めに手続きしてください。

手続きをされませんと、子ども手当が受給できませんので、ご注意ください。

○お問い合わせ

社会福祉G（内線２２３）

■カラス駆除の実施について

（産業課）

有害鳥獣（カラス）の銃器による駆除を次のとおり実施します。

○1回目　12月4日(日)
○2回目　1月8日(日)
両日とも日の出から日の入りまで（悪天候でも実施します）

○実施区域　五霞町全域

○お問い合わせ

地域産業G（内線２６１）